

1	会 議 名	平成27年度第1回習志野市消防委員会
2	開 催 日 時	平成27年7月30日（木）午後3時30分～午後4時30分
3	開 催 場 所	習志野市消防本部4階会議室
4	出 席 者 名	<p>習志野市長 宮本泰介市長</p> <p>習志野市消防委員会（7名） 宮本博之委員、三代川磐委員、佐野正人委員、関香野子委員、 小川則行委員、三代川彦博委員、中台昌利委員</p> <p>習志野市消防本部（事務局14名） 酒井薫消防長、高澤寿次長、鈴木春雄次長、岩田守総務課長、 櫻井利光予防課長、立田和男警防課長、熊田一成指令課長、 宮崎重忠中央署長、穴倉勝男東消防署長、総務課員5名</p> <p>傍聴者なし</p>
5	議 題 及 び 会議の概要	<p>1. 議題等</p> <p>(1) 委嘱状交付式</p> <p>①委嘱状の交付</p> <p>②市長あいさつ</p> <p>(2) 平成27年度第1回消防委員会</p> <p>①消防委員長選出</p> <p>②消防副委員長選出</p> <p>③審議事項 消防団の充実強化について</p> <p>④報告</p> <p>ア. 平成27年度消防本部運営方針について</p> <p>イ. 千葉県北西部共同指令センターについて</p> <p>ウ. 普通救命講習市民受講率日本一を目指す実施計画（第2次実施計画）について</p> <p>2. 会議の概要</p> <p>【審議事項】</p> <p>①消防団の充実強化について</p> <p>事務局</p> <p>「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が平成25年12月13日に、公布及び施行された。</p> <p>その目的は、東日本大震災等の巨大地震の経験を踏まえ、また、近年、局地的な豪雨、豪雪や台風等による災害が各地で頻発し、住民の生命、身体及び財産を災害から守る、地域防災力の重要性が増大しており、さらに、首都直下型地震や南海トラフ巨大地震等の発</p>

		<p>生が危惧されている中で、地域防災体制の確立が喫緊の課題となっています。</p> <p>一方、少子高齢化の進展、被雇用者の増加等により、地域における防災活動の担い手を十分に確保することが困難となっています。</p> <p>このような現状に鑑み、住民の積極的な参加の下に、消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図り、もって住民の安全の確保に資することを目的として、本法律が制定されたところです。</p> <p>この法律を受け、重要課題となる部分を、次の取り組み事項3点について説明します。</p> <p>1点目は、消防団への加入促進についてですが、最近の本市消防団員数の推移を見てみますと、条例定数192名に対し、平成26年4月1日現在の団員数は、163名で過去最少の団員数でありましたが、平成27年4月1日現在の団員数は170名となり、更に7月1日現在では、大学生等の入団により、184名となりました。</p> <p>今後の取り組みとしましては、タウンテレビや広報習志野などを活用した広報活動、市内事業所への働きかけをはじめ、郵便局職員の勧誘や消防団協力事業所の認定促進についても一層、力を入れてまいります。</p> <p>2点目は、消防団活動の充実強化のための施策ですが、今回の法律の施行に伴って消防団の充実強化を図るため「消防団の装備の基準」が改正され、安全確保、救助用器具、情報通信機器の装備について強化するよう助言があったものです。</p> <p>本市の消防団の資機材整備の状況を鑑み、今後の取り組みは資機材や装備品などは多種多様となっており、事業費についても高額になるものもございますので、財政課と十分な協議を行い、補助金等の財源確保を有効に受けられるよう、各関係機関とも調整を図ってまいります。</p> <p>3点目は、ウの消防団員の教育訓練の改善についてですが、地域防災力の中核となる消防団は、様々な役割を期待されており、そのためには、消防学校において、全国で統一された標準的な訓練の基準に基づく訓練を行う必要があると規定され、これを受けて「消防学校の教育訓練の基準」が改正され、千葉県でも、平成27年度から新設された教育訓練課程へ、本市からも、4名の消防団員が受講いたします。</p> <p>このように、消防団員の教育訓練の充実を図るとともに自主防災組織等と連携した訓練や会議に、今後も積極的に参加してまいります。</p>
--	--	--

《質疑応答》

委員

消防団員加入促進の項目の中で大学生についての説明があり現在の実員が184名ということで定数に近くになっているが、国の施策の中に地方公務員の加入促進・市職員と消防団員の兼務ができるとあるが、現在の184名の中に市職員はいますか。

事務局

現在は184名の団員となっておりますが、データとして今年4月1日現在の170名のデータにより回答します。公務員というくくりの中で、国家公務員・地方公務員・これらに順ずる公務員としており、28名が公務員である。内訳では国家公務員1名、地方公務員（県職員・市職員・企業局職員等）20名、JA等の順ずる公務員7名となっております。

委員

わかりました。今の説明でかなりの方がいるということで安心した。また機会があったら市の職員の加入促進をお願いします。

消防団員の処遇の件で、市の特別職の公務員となるので出場により何らかの手当があると思うが、近隣市と比較し習志野市の処遇状況について聞きたい。

事務局

年額報酬と費用弁償制度があり、平成16年4月から習志野市消防団に導入している。当時の状況では費用弁償は火災や訓練、警戒に出場した場合に支払う出日当としての手当です。当時から火災1回出場すると1回2,800円、訓練・警戒は1日2,800円として平成16年に条例改正したもの。当時は浦安市に続いて県内2番の金額であった。

国の施策の中で手当のアップをしていくような話もあるが、つい最近に県内の平均を調べたところ習志野市の手当については、真ん中より上位の位置であった。

委員

年額報酬と費用弁償制度については平成16年から11年が経過しており、2,800円という金額があったが、ついこのまえに労働者の最低賃金の話もあり、国からも消防団員の処遇改善について通知もされ、地方交付税として取扱っているのだから直ぐには言わないが近隣市の状況を見ながら処遇改善としての手当引き上げの検討をしていただきたい。

事務局

消防団の処遇について県からも調査があった。最近では千葉市が

		<p>地方交付税の算定基準である1回当たり7000円に引き揚げを実施している。出場する火災・災害・訓練・その他の今まで支給していたものの見直しも図っていくということなので、その辺を研究したいと考えています。</p> <p>委員</p> <p>新活動服全団員分貸与とあるが、現実的にはいつごろになるのか。形で消防団に入ってみたい、テレビでも消防団の関連する番組があり、視覚ということでも影響があると思うので、少し特徴のある習志野市消防団らしいものとしていつごろに貸与されるのか。</p> <p>事務局</p> <p>新活動服ということで新入団員と既存の団員含めて184又は185を整備したい。この事業には千葉県補助金があり、補助金の交付決定が遅れており、仕様書等はできており直ぐに発注ができる準備は済んでいる。このような状況から早くても年末と考えられる。年内には整備するよう努力していきます。</p> <p>議長</p> <p>他に質問が無いようですので、事務局から説明のありましたとおり、消防団の充実・強化についての事務局案を了承してよろしいでしょうか。</p> <p>各委員</p> <p>異議なしの声</p>
6	問い合わせ先	<p>所管課：消防本部総務課企画管理係 電話：047-452-1282 FAX：047-454-8151</p>